

令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（国、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置するもの又は国等の事業（委託によるものを含む。）であるものを除く。以下「対象施設等」という。）における光熱費、燃料費、食材料費等の物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い福祉サービスの安定的な提供を図るため、長井市補助金等交付規則（昭和57年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、対象施設等を市内で運営する者に対し、予算の範囲内で令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年12月1日現在において、対象施設等を市内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、交付対象者が設置する対象施設等ごとに、介護サービスを提供するものにあつては別表第1、障害福祉サービスを提供するものにあつては別表第2、救護施設にあつては別表第3の規定により算出した額の合計額とする。ただし、介護サービス及び障害福祉サービスを同一建物内で一体的に運営している対象施設等については、介護サービスを優先して別表第1の規定により支援金の額を算出するものとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年2月27日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容(別表第1から別表第3の区分1)(様式第1号別紙1)
- (3) 令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容(別表第1の区分2)(様式第1号別紙2)
- (4) 令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容(別表第1の区分3)(様式第1号別紙3)
- (5) 令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金申請内容(別表第1の区分4及び別表第2の区分2)(様式第1号別紙4)
- (6) 誓約・同意書(様式第2号)
- (7) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人(カタカナ名義を含む。)が記載されたページをいう。)の写し

(交付決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査し、支援金を交付することが適当と認められたときは、令和7年度長井市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の実績報告については、同条の規定にかかわらず、第4条に規定する申請をもって、それに代えるものとする。

(決定の取消)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(関係書類の保管)

第8条 交付対象者は、支援金の交付の申請及び受領を証する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第9条 この支援金に関して市長に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、長井市福祉あんしん課とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第8条及び第9条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 軽費老人ホーム	令和7年12月1日現在の定員（併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の定員を含む。以下同じ。）に2,500円を乗じて得た額（ただし、定員が29人以下であるものは、一律75,000円）
区分2	有料老人ホーム	一律15,000円
区分3	訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	一律35,000円
区分4	訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。） 小規模多機能型居宅介護事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。）	一律17,500円

備考

- 1 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で1施設とみなす。
- 2 有料老人ホームと同一建物に併設し、令和7年度において「同一建物減算」を受けている区分3及び区分4の事業所は、対象外とする。
- 3 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保険医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。）は、対象外とする。

別表第2

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	令和7年12月1日現在の定員（併設する短期入所の定員を含む。以下同じ。）に2,500円を乗じて得た額（ただし、定員が29人以下であるものは、一律75,000円）
区分2	生活介護事業所 就労継続支援B型事業所 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所 居宅介護事業所 計画相談支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	一律17,500円

備考

- 1 複数の事業所を一体的に運営している場合は、いずれか一つの事業所により申請するものとする。
- 2 区分2に該当する対象施設等のうち、介護保険法に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、別表第1に該当するものとして支援金の交付を受ける場合は、対象外とする。

別表第3

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	救護施設	令和7年12月1日現在の定員（併設する短期入所の定員を含む。以下同じ。）に2,500円を乗じて得た額